



鳥取県公報

平成 28 年 8 月 5 日 (金)
号外第 7 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (41) (会計指導課) 3
- ◇ 規 則 鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則 (45) (県土総務課) 4

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

採石法及び砂利採取法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の規定中引用する採石法及び砂利採取法の条項を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県建設工事執行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 前払金を充当することができる経費に現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用を加える。
- (2) 施行期日等
 - ア 施行期日は、公布日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

条 例

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 8 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第41号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(291) 略</p> <p>(292) 採石法第32条の4第1項第6号ロの規定に基づく認定 1件につき8,000円</p> <p>(293)～(296) 略</p> <p>(297) 砂利採取法第6条第1項第6号ロの規定に基づく認定 1件につき8,000円</p> <p>(298)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(291) 略</p> <p>(292) 採石法第32条の4第1項第5号ロの規定に基づく認定 1件につき8,000円</p> <p>(293)～(296) 略</p> <p>(297) 砂利採取法第6条第1項第5号ロの規定に基づく認定 1件につき8,000円</p> <p>(298)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 8 月 5 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第45号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(前払金の使用の制限) 第63条 請負者は、前払金をその支払を受けた工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、 <u>支払運賃</u> 、修繕費、仮設費及び <u>現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外</u> の経費の支払に充当してはならない。	(前払金の使用の制限) 第63条 請負者は、前払金をその支払を受けた工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、 <u>支払</u> 、 <u>運賃</u> 、修繕費、仮設費、 <u>労働者災害補償保険料及び保証料</u> に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充当してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県建設工事執行規則の規定は、平成28年 4 月 1 日から適用する。